「地域農業を考え、農地等の利用の最適化を進める長野県運動」推進要領

―　行動する農業委員会を合言葉に！　―

2018年（平成30年）３月15日

長野県農業委員会ネットワーク機構

（一社）長野県農業会議

１　趣旨

60年ぶりの大改革となった改正農業委員会法が平成28年４月１日に施行され、平成

30年には県内77農業委員会のすべてが新体制への移行を完了する。

この制度改正は、遊休農地の増加や農業従事者の高齢化など、厳しい農業の生産現場

の課題解決に向け「農地等の利用の最適化をより良く果たせるようにする」ことを目的としており、農業委員会組織には、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・　　　解消、新規参入の促進について、これまで以上の活動と成果が求められている。

このため、長野県農業委員会組織は、「第３期長野県食と農業農村振興計画」に掲げ

られた関連施策の目標達成に向けた取組みとの連携を図りながら、農業委員会組織を挙

げて「地域農業を考え、農地等の利用の最適化を進める長野県運動」の積極的な展開を

図るものとする。

２　運動の目標

（１）市町村・地域の「人・農地プラン」の取組みと連携し、これからの地域農業を考え

　　る中で、農地等の利用の最適化推進活動に取り組もう！

（２）農地等の利用の最適化推進活動の羅針盤であり具体的な活動内容を示す「指針」の早期策定と適宜見直しを進めよう！

（３）農家の意向を把握するための調査や戸別訪問に取組み、その情報を農業委員会で　　共有、また関係機関に提供し、農地等の利用の最適化につなげよう！

（４）農地の実状を把握するための「農地パトロール」に計画的に取組み、遊休農地を　　　把握し、農地利用上の課題を農業委員会や関係機関で共有し、農地等の利用の最適化につなげよう！

３　運動の主体

　　この運動は、長野県農業委員会組織の運動として、農業委員会及び長野県農業委員会ネットワーク機構（一社）長野県農業会議が連携して進める。

４　関係機関との連携

運動の推進にあたっては、平成29年11月7日に県農業委員会大会第２部で確認した「農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」や、「人・農地プラン」の推進に関わる、行政、ＪＡグループ、農地中間管理機構（以下「機構」という。）等の関係機関・団体と積極的に連携し、連動した取組みに努める。

５　運動の期間

　　運動の期間は、2018年（平成30年）４月から2021年３月までの３カ年とする。

６　農業委員会の取組内容

（１）地域農業の将来を描く「人・農地プラン」の策定・見直しへの積極的な関与

「人・農地プラン」は地域の農業・人・農地をどうしていくかという、農地等の利

用の最適化推進活動の基本となる計画なので、農業委員や農地利用最適化推進委員（以

下「推進委員」という。）は、その策定・見直しにあたり、地域の話し合いを主導し、

合意形成に積極的に関与する。

また、農業委員会事務局は、この策定・見直しにあたり、農業委員会の農地利用最

適化の活動が関係機関・団体と協調・連動したものとなるよう、市町村関係部局へ積

極的に連携を働きかける。

（２）農地等の利用の最適化推進活動の羅針盤となる指針の策定

ア　農業委員会法第７条第１項に位置付けられた農地等の利用の最適化の推進に関する指針（以下「指針」という。）は、農業委員及び推進委員が行う活動を具体的にわかりやすくし、お互いに同じ認識の元で効率的に活動を進めることができるので、速やかに策定する。

イ　策定・見直しの際は、農業委員及び推進委員の意見を聞き、自分の活動する内容がわかるようできるだけ具体的なものとする。

ウ　目標設定は市町村全域のほか、より明確化するため地区ごとの設定にも努める。

エ　機構の重点地区に指定されている市町村においては、重点地区での農業委員や　推進委員の活動方針を盛り込む。

オ　毎年、進捗状況を確認し、適宜見直を行う。

（３）戸別訪問活動を主体とした、機構を活用した担い手への農地集積・集約化の推進

ア　管内農家の意向を把握するための調査や戸別訪問の実施

農地の出し手と受け手の情報を把握することが農地等の利用の最適化推進活動の第一歩となるため、戸別訪問による経営規模の拡大・縮小や農地一筆ごとの貸付意向の情報を収集する。

|  |
| --- |
| 【意向調査の実施について】  　○管内全ての農家を対象にした調査は、全国での優良事例も多く、それをもとに、さらに戸別調査が効果的に進むことから、非常に有効で望ましい。  ○本調査の実施にあたっては、国費の機構集積支援事業の対象となるため、積極的に活用する。  ○戸別訪問にあたっては、受け手として、大規模農家・法人、機構へ借受け申込みしている者、出し手として、機構に申し出している貸し手農家、遊休農地意向調査対象農家などをリストにして、計画的に取り組む。 |

イ　農地中間管理事業の重点区域における農地集積・集約化の取組強化

　　　　　農地中間管理事業の重点区域については、土地改良事業の実施で農地集積が要件化されている地区が多い。このため、農業委員会事務局は、市町村（農政及び農地整備部局）等関係機関と連絡をとりあい、打合せ会議を持つなどして、推進委員及び農業委員の具体的な活動を明確にした上で、農地中間管理事業を活用した担い手への農地利用集積を進める。

　また、重点区域を担当する農業委員及び推進委員は、戸別訪問による農地の出し

手の掘り起こしや担い手への農地のあっせんなど具体的な農地等の利用の最適化

推進活動に取り組む。

　　ウ　農地集約化の推進

　　　　土地利用型農業では、大規模農家の規模拡大が進展している一方で、圃場が分散

し、効率が低いことが課題となっているため、農地の集約（団地化）や畦畔除去に

よる区画拡大により、生産コスト低減や省力化が期待できる。

このため、農業委員及び推進委員は、担当地区の土地利用型大規模経営体を訪問

し、農地集約化に係る課題や意向を把握し、機構との情報共有や「人・農地プラン」

の話し合い等へ反映させる。

エ　機構（支所・事業所）及び業務委託先との情報共有と連携強化

機構支所・事業所の職員が、重点区域のある農業委員会を中心に定例会等へ参加したり、日常の活動の中で情報提供や情報交換ができる関係性を築くよう、相互に積極的な協力体制を組んで連携を図る。

　また、機構の業務委託先（ＪＡ、市町村等）とも積極的に連携を図る。

〔機構からの提供情報〕

1. 農地集積が要件となる重点区域に係る情報
2. 担い手公募情報、貸し手リスト情報
3. 農地管理事業に関する情報

（４）守るべき農地を活用するための遊休農地の発生防止・解消に向けた機構との連携強

　　化

ア　遊休農地の発生防止の取組みの推進

　　　　遊休農地の発生を未然に防ぐ取組みが重要であることから、農業委員と推進委員

が、戸別訪問や日常の活動等の中で得た経営規模の縮小やリタイア等農家の情報を生かし、遊休化する前に有効活用できるようマッチング活動に取り組む。

イ　遊休農地の解消に向けた取組強化

　　（ア）農地パトロール（利用状況調査）の計画的な実施と農地法で規定された事務の適切な実施

　　　　　利用状況調査を起点とした一連の事務スケジュールを踏まえ、計画的な調査等を行う。特に、機構に対する遊休農地の情報提供を厳守する。

　　また、管内全ての農地を対象に利用状況調査を実施する際、遊休農地と判断した農地の情報について、県農政部長通知で示された様式に記録・提供できるよう、地図等と一緒に準備する。

また、進入路が荒廃化しているなど直接目視できない農地は、付近の状況がわかる写真を撮影し地図等とともに記録する。

　　（イ）機構の農地管理事業の活用

機構の借受け基準に合わない農地で、地域で重要な農地は、市町村やＪＡと相談し、機構の農地管理事業の活用を検討する。

（ウ）非農地判断に向けた取組

農地パトロール（利用状況調査）で、農地に復元することが著しく困難、あるいは周囲の状況からみて復元しても農地として担い手の利用が見込めない場合には、地域の合意形成等も踏まえ農業委員会で速やかに非農地判断を行う。

なお、非農地判断を行った農地の地目変更登記のほか、遊休農地等の相続未登記農地については、所有者等に対して積極的に登記を促進する。

（５）新規参入の促進に向けた取組強化

ア　関係機関・団体と連携した新規参入者の確保及び支援体制の強化

　　　　地域の担い手が今後さらに高齢化することを考えると、新たな農地の受け手を育

て、また参入を支援することは、地域農業にとって大変重要となっていて、農地等

の利用の最適化を進める上で、大きな柱となる取組みとなる。

　このため、農業委員会事務局においては、市町村やＪＡ、農業改良普及センター、

機構等、関係機関・団体と協力し、広く情報発信を行い、新規参入者の確保を図る

ほか、就農後のフォローとして、農業委員や推進委員が丁寧に相談に乗り定着でき

るよう支援体制を強化する。

イ　法人等企業参入者への対応

農地所有適格法人及び一般企業等の農業参入に当たっては、活用する制度の仕組

みや留意点等の周知を行うとともに、農地の権利取得にかかる適正な要件確認と日常的な管理・指導に取組み、農地の有効利用と地域農業の振興につなげる。

（６）農地等の利用の最適化推進施策の改善意見の農業施策への反映

　　ア　認定農業者等との意見交換会、集落座談会等の実施

全ての農業委員会において、毎年一定の時期に、認定農業者をはじめとする地域

の農業者等と農業委員会との意見交換会や「人・農地プラン」の推進に向けた集落

での話し合い等を実施する。

　　　　その中で明らかになった地域の課題や、農地等の利用の最適化の日々の活動を通

じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化をより進めるため、必要となる

農地等の利用の最適化推進施策について、具体的な改善意見を市町村長等へ提出す

るとともに、その実現に向けて市町村長、市町村議会及び農協等との意見交換等を

開催する。

なお、改善意見については、県及び全国の農業委員会会長大会等への積み上げを図るため、実施後速やかに長野県農業委員会ネットワーク機構（一社）長野県農業会議へ報告する。

（７）農業委員会活動等を積極的に周知する情報提供活動の取組強化

ア　農業委員及び推進委員の活動記録を作成する

　　農業委員会の取組みを積極的に発信したり、情報の共有化と活動の継続性を図り、また農地利用最適化交付金の事務にも活用するため、農業委員及び推進委員は活動記録を作成する。

イ　農業委員会の活動事例の報告

長野県農業委員会ネットワーク機構（一社）長野県農業会議では、前年度の農業委員会の活動状況を取りまとめ、各市町村の農業委員会へ優良な取組みを情報提供し、事例の横展開を図ることとしているので、農業委員会は、別に定める様式により毎年４月末日までに活動状況・事例（必ず１事例）を長野県農業委員会ネットワーク機構（一社）長野県農業会議へ報告する。

７　長野県農業委員会ネットワーク機構（一社）長野県農業会議の取組内容

農業委員会の運動の取組みを支援・助長するため、関係機関・団体との連携を密にし、

以下の取組みを実施する。

（１）運動に取り組む農業委員会への支援

ア　改正法を踏まえ新体制へ移行した農業委員会の体制整備に向けた支援

（ア）委員の定数及び報酬等に関する条例・規則等の改正・制定に向けた相談活動

（イ）農地利用最適化交付金の活用促進への支援

（ウ）農業委員会の「活動計画」「点検・評価」の作成・公表に向けた取組み支援

イ　農地利用最適化推進研修会等の充実

農地利用最適化推進研修会を課題別、対象者別に開催する。

（遊休農地の発生防止・解消に係る担当者研修会、担い手への農地集積・集約化に係る農業委員・推進委員研修会など）

ウ　農業委員会巡回相談会や相談活動の実施

エ　農業委員会の活動事例の収集・提供による横展開

農業委員会の活動事例を取りまとめ、各市町村の農業委員会へ情報提供するとと

もに事例の横展開を図る。

オ　農業会議だよりの発行による農業委員や推進委員への情報発信

農業委員会の活動に資するとともに、農業会議の活動を広く知ってもらうため、

「ながの農業会議だより」を発行する。

（２）農業委員会活動が円滑に進むよう、県、機構、ＪＡグループ等関係機関・団体と調整し、連携・協力体制を整備する。

（３）農業委員会の活動状況を踏まえ、農地等の利用の最適化の推進に関する改善に向けた意見の国・県への提言

（４）活動の点検・評価

　　　運動の推進状況についての点検・評価を行い、進捗状況に応じて推進対策の検討・

見直しを行う。